

平成二十九年三月二十七日（月）

第七回荒川区景観審議会議事録

於・防災センター研修室

午後一時開会

○都市計画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第七回荒川区景観審議会を開催いたします。

本日は御多忙の中、本審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

都市計画課長の松と申します。よろしく願いいたします。

本日はマイクが一本しかございませんので、ちよつとマイクをお渡しするときには手間どるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

本日はお手元の会議次第に基づき進めさせていただきます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。一つ目が会議次第でございます。二つ目が第七回荒川区景観審議会の報告資料でございます。三つ目が参考事例の一、二。それから、その他として別添資料、参考資料、補足資料を添付させていただきます。御確認のほどお願いいたします。よろしいでしょうか。

また、お手元に荒川区景観計画も用意をさせていただきました。以前の審議会で既に配付をした関係から今回は会議用とさせていただきます。会議終了後に回収をさせていただきます。なお、今回新たに就任された委員の皆様には別に用意をいたしましたので、お持ち帰りをいただければと存じます。

それでは、初めに、本日の会議でございますが、十一名の委員の皆様にご出席をいただいております。有効に成立しておりますので、御報告をいたします。

それでは、会議に入る前に、佐藤副区長から御挨拶をいたします。副区長、お願いいたします。

○副区長 改めまして、こんにちは。委員の皆様、大変お忙しい中、また肌寒い中を御参加いただきまして、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

木造密集地域が区全体の六割を占める本区におきまして、災害に強い安全・安心なまちづくりが喫緊の課題でございますが、同時に、下町ならではの人に優しい情緒豊かな景観といったテレビ、マスコミ等でもたびたび取り上げられております荒川区らしい景観、街並みを大切にしたまちづくり、これも大切な観点であるというふうに思っております。

良好な景観形成による魅力あるまちづくりが区民の方々の心を豊かにし、また活き活きと生活できる地域づくりにもつながるといふふうに思っております。どうか各委員の皆様方の豊かな御経験、それから高い御見識に基づきます御助言、御指導をいただきますよう心からお願いを申し上げます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、会議次第三の委員の委嘱に進みたいと思います。

報告資料のページをご覧ください。本審議会の委員名簿でございます。

これまで本審議会の会長を務めていただいた進士五十八先生でございますが、昨年四月に県立福井大学の学長に就任され、これまで本審議会の会長も兼務をされていましたが、繁忙を理由に御本人より委員を辞退する旨の申し出がございました関係で、このたび新たな委員として中村良夫先生に就任をしていただくこととなりました。任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、平成二十九年六月三十日

までとなります。なお、委嘱状につきましては席上に配付をさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

中村先生につきましては、皆様の中で御存じの方も多くいらっしゃると思います。これまで荒川区景観計画検討委員会の座長でございますとか、本審議会の第一期目の会長をお務めいただくなど、荒川区の景観行政の礎を築いていただいた経歴がございます。また、これまでの略歴といたしまして、東京工業大学教授、京都大学教授を歴任され、現在は東京工業大学名誉教授をされております。著書におきましても、景観に関する多くの出版物をお書きになってございます。また、設計におきましては、古河総合公園が二〇〇三年に文化景観の保護と管理に関するメリナ・メルクーリ国際賞を日本で初めて受賞されたということでございます。

以上をもちまして会議次第三にございます委員の委嘱を終了いたします。

引き続き次第に従いまして進めさせていただきます。

次第四の会長の選出でございます。

先ほども申し上げましたが、これまで会長職を務めていただいた進士先生が辞任をされましたので、本審議会の会長が決まっていない状況でございます。

報告資料の二ページをご覧ください。荒川区景観条例施行規則第五十三条一項の規定によりますと、「会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める」となっております。

したがって、本来であれば委員の皆様からの推薦や自発的な立候補などで決めるところでございま

すが、皆様の御了承をいただければ事務局から推薦をさせていただきたく思いますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○都市計画課長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局より本審議会の会長に中村委員を推薦させていただきます。中村委員、よろしくお願
いいたします。

なお、副会長につきましては変更ございませんので、これまでと同様、稲垣委員でございます。お願い
いたします。

それでは、ここで中村会長に進行役を引き継ぎたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

○会長 中村でございます。一言御挨拶させていただきます。

私は初代の景観審議会の会長なのでございますけれども、二年半ぐらい前ですか、進士先生にこの会を総
括していただくということでお願いして安心しておったんですけれども、急遽進士先生が福井大学においで
になるということで、予定が狂ってしまいました、会長の席が思いがけず空席ということになって、私と
しては、進士先生を御推薦申し上げて、やむを得ざる事情とはいえ大変困っております、責任を感じて
おりましたので、私、舞い戻ってまいりまして、大変急なことで恐縮でございますけれども、あくまでもこ
れはショートリリーフでありますので、御了承いただきましたと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速でございますけれども、会議、これから開催いたしますけど、今日は傍聴者がおられると

聞いておりますけど、これは今少しおくれておられるのかな。慣例によりまして傍聴者に御臨席いただきますけど、よろしゅうございますね。

「「異義なし」と呼ぶ者あり」

○都市計画担当係長 来たら御案内します。

○会長 まだ到着が予定よりおけているようでございますので、御了承を得ましたから到着次第入っていただいて結構でございます。

会議の公開は以上でございます。

それでは、早速ですけど、本題に入らせていただきます。会議次第の五の報告事項に入ります。報告事項、今回は三件ございまして、最初は、これは景観法に基づく「景観事前協議書及び行為の届出状況について」、これがございまして、これについて事務局より御報告いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○都市計画課長 それでは、資料の御説明をいたします。

報告資料の三ページをお開きください。「景観事前協議及び届け出状況について」ということでございます。

制度の概要でございますが、荒川区景観条例では、建築行為等を行う場合、景観計画に定める基準等に適合するよう努力することが定められてございます。さらに、一定規模以上の建築行為を行う場合には、区との事前協議及び届け出が必要となります。皆様の御理解、御協力をお願いしておりますのでござい

すが、三ページの対象となる建築行為の規模でございますが、景観計画上、荒川区内を一般地域と景観基本軸と分けてございます。それぞれ記載の種類におきまして届け出の対象規模を決めております。例えば一般地域におきまして、一般の建築物であれば、高さ十五メートル以上または延べ床面積一千平米以上、そういったものでございます。景観基本軸となりますと、三つの軸でございますが、例えば都電景観軸では、高さ十メートル以上または延べ床面積五百平米以上というような、そういった規模以上でございますと届け出の対象となるものでございます。

また、それ以外に、その表の右でございますが、事前協議の対象の規模とございます。こちらは届け出の前に事前協議を行うものとして規模を定めているものでございまして、一般地域の一般建築物におきましては、高さ二十一メートルまたは延べ床面積三千平米以上。それ以外の一般地域、景観基本軸としましては、届け出対象の規模と同様でございます。

また、公共施設におきまして、届け出対象の規模ですとか、事前協議の対象の規模を定めてございます。

五ページをご覧ください。その届け出の状況でございます。平成二十四年からこの景観の事前協議書、また行為の届け出の通知書、幾つあったかを記載しているものでございます。平成二十八年度三月一日現在におきまして、二十八年度の状況でございますが、景観事前協議書は五十三、また行為の届け出・通知書は五十二が出ています。

六ページでございます。(三)の景観アドバイザー協議件数でございます。景観アドバイザーに協議を

行った件数でございますけれども、平成二十八年度の三月一日現在、二十八年度分でございますが、相談の件数は、建築物におきまして四十九件、屋外広告物等におきまして二件ございました。

幾つか事例を御紹介いたします。

参考事例のまず一でございます。お手元にカラー刷りの参考事例一がございます。ご覧ください。（仮称）アパホテル（TKP日暮里駅前）新築工事ということで、こちら、日暮里の駅前にアパホテル、もう既に建設をされて竣工してございます。

協議の前の色でございますけれども、この参考事例の一番上の色でございますが、N四・〇という色で提出をされました。協議後、もう少しこのまち、日暮里の駅周辺が明るい街並みとなってきたり、基本となるタイルの明度を少し明るめにしてやわらかい雰囲気になるように景觀に配慮していただいた事例でございます。協議後は、見ていただくとおり、少し明るい色となっております。

この参考事例の二ページ目がそのときの協議ということで、③の部分で、このタイルですとかなり暗い印象を与えるので、もう少しやわらかい表現とすることはできないかということで、協議をした後、色が変わったというものでございます。

三ページ以降は現在のアパホテルを写した写真でございます。オリンピックを控えまして都内ホテルの建設がいろいろと行われているところでございますが、日暮里の駅前にもこちらのアパホテルが竣工したというものでございます。

次に、もう一点、参考事例を御紹介させていただきたいと思っております。参考事例の二でございます。こ

らは、平成二十八年度、水神大橋維持工事ということで、隅田川、南千住にかかります水神大橋の塗装という案件でございます。

一枚目が景観アドバイザー協議前ということで、こちらの橋の色、濃い紺ということで、協議を開始いたしました。

二枚目でございますが、色彩について、少々彩度が高いので、もう少し彩度を低くしたほうが落ちつきが出てくるということで、協議を行いました。

三枚目でございます。これが景観アドバイザーの協議後ということで、一番右下の部分でございます。こちらがこれまでの色よりも少し鮮やかさを抑えて落ちついた色にしたということで、見て目にはなかなかわかりにくい部分があるかもしれませんが、若干色合いが変わっているというものでございます。

大変雑駁でございますが、景観事前協議及び届け出の状況については以上でございます。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

今、二件、景観アドバイザー協議を行ったものについて、代表例ということだと思えますけれども、御説明ございました。何か御意見、あるいはお気づきの点ございますでしょうか。

これは、六ページの資料によると、アドバイザーを派遣した建築物が四十九件となっておりますけれども、そのうちの二件という意味ですね。これが二件挙がってきたのは何か特別な理由でもございますか。

○都市計画課長 幾つか事例はあったんですが、その中の皆さんに特徴的な部分で御説明できるものがど

ういうものがあるかなといういろいろ探してみたんですけども、大きな物件として、アパホテルというかなり大きな案件があったということで、これを御紹介いたします。

それから、橋の件は、隅田川の橋の塗装というのがここだけではなくて隅田川の下流から上流へ向けてやられていて、景観、この色の塗りかえをどうしようかということ、いろいろと協議をしながら進めていたということもありますので、本当にたくさんほかに事例もあるんですが、代表的なところということ、この二つを事務局のほうでピックアップをさせていただいたということ、でございます。

○会長 構造物としては、インフラ、建築、それぞれ非常に大きな構造物ですから重要なものだと思うんですけども、特にこの二件の協議が難航したということではないんですか。

○都市計画課長 そういうことではございません。

○会長 それ以外にも大体協議はスムーズに進みましたか。

○都市計画課長 事業者の皆様、やっぱり企業の考え方というものもありますので、どうしてもこの色をというところもあります、何とかその協議の中で落ちつき先を見つけてアドバイザーにも御意見いただきながらやっているというところが現状でございます。ほとんど企業さんが協議に臨むに当たっては協力的な姿勢で参加をさせていただいているところがございます。

○副会長 一言ということ。今お尋ねしたいと私も思っていたのが、大体この件数のうちどれぐらいの成果といいますか、この制度があったことによつて変わったのがどれぐらいかなと思ったり、あるいは、逆に言うと、どうしてもうまくいかなかったという事例、これは事業者さんが特定できるようなことは具

合が悪いのかもしれないけれども、どうしてもこれはうまくいかなかったというような事例を紹介いただくというのも今後のためにはいいのではないかと思います。

よく、広告物に関連するかもしれませんが、特定のファストフードチェーンなんかで色を逆転してもらうとか、そういうような事例というのは割合どこでも実施されていますし、あとは、結構問題になるのは、コインパーキングなんか黄色だの赤だの非常に目立つ形でやっていることも問題になっておりますので、できれば今後こういう点について難航したという事例を紹介していただいて、難航した理由をみんな考えて、もしそれが非常に問題であるとすれば、じゃあ、どうしていけばいいだろうかというようなことを考えられればいいかなと思います。

どうもありがとうございます。

○会長　ほかに何か。

○九番委員　存じ上げないのでお尋ねをしたいんですが、景観アドバイザーってどういう資格を持った人、また誰が何人委嘱されてやっているのか、ちよつとお尋ねしますが、よろしくお願いいたします。

○都市計画担当係長　事務局から説明させていただきます。

四人ほどにアドバイザーをしていただいております。そのうち、色彩の専門家が二名、そして都市計画、また建築の専門家が二名ということ、必ず二名、色彩と、あと建築でそれぞれ一名ずつ参加していただいているところがございます。

こちらは、事務局でお願いしたという経緯もありますが、やはり東京都、また他の自治体で御活躍され

ている先生を中心に推薦をさせていたところでございます。

○九番委員　ほかに経験があつて委嘱されているということなんですが、荒川区の特性を景観の中に盛り込んでいこうというときに、ほかでやっていて、ほかできちっと自分の意思を表現してやっている人がそのまま荒川区で適応してできるという関係になつていくんですか。荒川区のこの景観条例に基づいて、審議会の意向なども反映しながら、その景観アドバイザーにそれを体してやっていたのか、その辺の関係についてちよつとお伺いしたいと思います。

○都市計画課長　専門家の皆様に御協力いただいているものでございますが、もちろん荒川区の景観条例、また景観計画を御理解の上、そして、かなりの回数こちらの荒川区にも来ていただいていますし、年一度は皆様で総合的に集まって昨年度の案件はこういうものがあつて、こういう事例もあつたというようなところ、そして、区内もそのときに回つて荒川区の街並みも見ていただいているということでございます。そのお願いしている専門家の皆様は荒川区の事情もよく御理解の上、アドバイザーとして参加をしていただいているというものでございます。

○会長　ほかに何かお気づきの点ございますか。

○四番委員　このアパホテルに関してなんですけれども、今、このアパホテル、都内であちこち随分増えていきますよね、急激に。荒川区に関しては、日暮里ですか、いつの間にかすごい階数のアパホテルができています。この色彩に関してなんですけれども、どのアパホテルもやっぱりこういった、この色ですよ。すごい見た感じ圧迫感があつて、これ、変更したといつてもそんなに、多少薄くなった程度で変わつてい

ないように思いますけども、もう少しこの色彩に関して何とかならなかったものなんでしょうかということですね。

○都市計画担当係長 事務局からお答えさせていただきます。

先ほど都市計画課長、また稲垣先生もおっしゃっていたように、その会社のコーポレートカラーがございました。初めはもつと真っ黒な状況でした。現にほかの区でも建っているのを見ますと、もつと黒いんですね。初めは、黒い色から始まってきたものですから、ここまですぐのにもかなり難航したのは事実です。ここまで落ちついたというのは、やはり直接の対面協議でアドバイザーとやりながら何回か繰り返しということまで来たというのが実情でございます。簡単に一つN四からN五に下がったというわけではなくて、一つ明るくするだけでもかなり労力、また交渉があったということなんです。やはりこの色で会社としてもやっていきたいという色がありまして、これはなかなか難しいところでございました。

○防災都市づくり部長 すみません、補足いたします。防災都市づくり部長の松土でございます。

今、担当の係長からお話があったとおり、協議をするということの中で、実は各区において多いのは、私ども、対面協議といひまして、業者さん呼びまして、アドバイザーと直接交渉していただいてやっていくという状況がございます。他の区では、そういうやり方をしないで、ただ出てきた資料をアドバイザーに見ていただいて、そういう意見をまた返してという、そういうやり方をしているものですから、なかなか聞いていただけないという状況があるんですが、私どもの区におきましては、そうした対面協議をやっております、なかなか本当に劇的なのということは難しいんですけれども、その中でも妥協していただ

いて、企業のアイデンティティを守りつつ景観をとということの中の、協議の中で納得をしていただいてやっているというというような状況がございます。そういった形の中で今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

○会長 よろしゅうございますか。

本件は景観審議会の法的な審議の中で非常にやはり重要なものなのですが、ほかの自治体なんかでもやっぱり同じような問題があるんですけどね。ここへ出てきているのは、建築基準法、それから都市計画法に基づく法律上の基準を全てクリアしているものだと思うんです、当然のことながら。なおかつ景観的な問題でアドバイスをしたと、こういうことなんです、他の自治体なんかの例で言うと、景観審議に入ったときに、色彩だけでなく、建物の高さなんかについても市民から異議が出ることが時々ございます。そういうとき非常にもめるんですけど、今回そういうことはなかったというふうに理解していただけますけども、この案件はこれでよろしいんですけれども、今後のことを考えると、そういうことはあり得るのではないかと私は思います。そのときはどういうふうにするか非常に難しいですが、ちょっとお聞きしたいのは、稲垣さんは鎌倉で景観審議会を主催しておられて、色彩の問題だけでなく、デザイン上の問題とか、高さの問題に関して、建築審議会とか都市計画審議会をクリアしたものが景観審議会で問題になったということとは鎌倉ではございませんか。

○副会長 鎌倉の景観審議会是个別の案件についてとやかく言うことはございません。それともう一つは、鎌倉市自体は非常に高さ制限を厳しくしておりますので、そういう意味ではあまり問題にならない、高さ

はですね。主要なところは全て高さがきちっと制限されているということです。やはり鎌倉市も景観アドバイザーが個別に当たっておりますけれども、審議会はそういう個別は扱わないですね。ですから、荒川区の景観審議会も個別の案件をここでもむことはありませんよね。アドバイザーの方からの報告は受けまされども、それは事後報告であって、鎌倉市の場合も、事後報告、一年間にこういうことがありましたという報告は受けますが。ただ、一度だけ、ヨットに関して非常にもめているということで、中間段階で景観審議会に諮られたこと、諮るといいますか、相談を受けたことがありましたけど、そういう高さについてはなかったです。

○会長 そうすると、建築の高さに関しては、都市計画法に基づく制限が既に別にあって、それでチェックしている。

○副会長 そうですね。高度地区ですとか、景観地区ですとか、あるいはそもそも風致地区や何かが非常にかかっている都市ですので、高さ自体というのはありません。

○会長 以上のことでもございました、今日はたまたま色彩に関するアドバイスの結果が出てきただけでございませうけど、それよりさらにもっといろいろな問題について疑問とか注文があるというような場合には、この審議会の法律上の権限から外れる場合があります。その場合は、やっぱり都市計画法が一番そういう意味では厳しいので、そちらで審議をしてもらうということになるだろうと思います。私が聞いたところでは、自治体によっては都市計画法の都市計画審議会と景観審議会を一緒にやっているところもあるようございます。それはそういう意図でやっているわけですね。本日は、それはちよつと余談ですが、そう

というような状況がある中で今日のような案件が出てきたということでございます。

○副会長 すみません。戻るようで申しわけございません。当然これはこの景観計画の数値の範囲にはおさまっていたわけですね。ですから、逆に言えば、ここに、こういうふうには景観計画の中に色彩のことがございますけれども、その範囲内で設計されたものであってもやはり相当圧迫感があるというようなことになる、そういうことですので、先ほど申し上げましたように、またそういうことがあまり多いようであれば考える必要が出てくることもないとは言えないと思います。

○会長 どうもありがとうございます。

それでは、報告事項の第一についてはこんなところでよろしゅうございますね。

それでは、次に、「荒川区景観まちづくり塾について」御報告願います。

○都市計画課長 それでは、報告資料の七ページをご覧ください。「荒川区景観まちづくり塾について」というものでございます。

荒川区景観計画に基づきまして、区民・事業者・区との協働により、良好で個性あふれる荒川区らしい景観の形成を実現するため、景観について広く区民等への普及・啓発とあわせて、新たな地域力向上の担い手の発掘・育成を目的といたしまして、今年度でございますが、「防災と景観」をテーマに全八回、講師をお招きいたしましたして講義や、まちあるき・ワークショップを行ったものでございます。受講者による成果品を荒川区景観まちづくりシンポジウムにて発表いたしましたして、当日、審査のもと、最優秀賞ですとかオーディエンス賞を表彰したものでございます。

講義の内容、それからワークショップの内容を七ページに記載してございます。全部で八回行いまして、前半は講義、後半はまちあるき・ワークショップを行いました。成果品を各班で出していたいただいたということでございます。区民の皆様、公募いたしましたして、二十五人の方に御参加をしていただいたものがございます。

その成果が別添の資料というものでございます。こちら、カラー刷り四枚にまとめてございます。二十五人の方で四つの班に分かれていただきまして、それぞれ地区を分けまして、「防災と景観」というテーマでその班独自の考えのもとにこういった成果をつくっていただいたというものでございます。

一枚目が「町屋・荒川地域 景観と防災マップ」というものでございます。裏面には、提案として、路地風景のコレクションですとか、「ゆいの森あらかわ」活用プロジェクト、京成電鉄高架下活用プロジェクトなどを記載してございます。

二枚目が「尾久防災迷路攻略マップ」というものでございます。こちらは尾久地域でございまして、裏面をご覧いただきますと、この迷路のような尾久を、防災の関連の施設、避難所ですとか、避難場所等を記載したものでこの地域の飲食店ですとか、そういったものを紹介しているというものでございます。

三枚目が「ひぐらしの里と再開発」というテーマでこちらの班が成果をつくったものでございます。三河島周辺地域、西日暮里地域、東日暮里地域、三つの地区の特徴を記載してございます。裏面にはまたその地図ということで、各地域のいろいろな旧跡というようにところを記載しているものでございます。

四枚目が、こちらは南千住のエリアの班がつくったものでございます。荒川区、俳句のまち宣言も行っ

ておりまして、松尾芭蕉がこちらの南千住から旅立ったということ、それに関連して俳句と絡ませながら、裏面でございますが、「芭蕉さん、南千住に行く」という、そういった記載もございますけれども、そういった俳句と絡ませて、あとは防災の施設も記載したマップをつくったというものでございます。

こちらの活動を今年度一年間行いました。継続して来年度もこちらの景観まちづくり塾を開催してというと考えてございます。この成果をまた昇華させまして、どういう方向性かというのは今後決めていくんですが、全体で大きなマップをつくれなかなというふうに思っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

二番目の課題について御説明いただきましたので、これは自由に意見の交換をしていただければよろしいと思います。

○四番委員 この景観まちづくり塾に関して、私たち、一番最後の発表会に出させてもらったんですけども、このメンバーの皆さんそれぞれ、二十五名ですか、すごくよく勉強されていまして、各エリアによってプレゼンテーションもすばらしかったですし、まちづくりに関して荒川区にこれだけ関心を持っている方々がいてくれるということを知りまして、本当に力強く思いました。また、日大の理工学部の学生さんとまち歩きをされたり、すごくやっぱり大事なことだと思えます。今後もうこういうすばらしい企画は続けていっていただきたいと思います。

以上です。

○会長 どうぞ、ほかに。時間は十分ございますので。

○七番委員 私と木村委員は、このマップづくりのときに世話人という立場で、まち歩きガイドとか、まちの情報提供をしたんですけれども、今回は本当に受講生の方々が熱心で、授業の枠として決めている八時間以外にも自主的に集まって作業して、本当に盛り上がっていたんですね。

三月三日のシンポジウムも、粗筋がまるで決まっていなくて、四つのマップをばんと出してきて、会場の投票と、あと専門家の先生二人が決める賞と二つあって、それがその場で決まるというので、あらずじのない、非常に何かおもしろい展開になったんですけど、これは本当に、取材してくださるところが残念ながらケーブルテレビさんしかなかったんですけど、今後、こういう活動を自主的に熱意を持ってやる人がたくさんいるという、行政の意図を超えている展開になっているので、これをさらに進めることと、今回できた成果品のやはり還元というのがとても大事なことになると思います。

それから、集まったときに、荒川区の場合、NPOを支援する場所が、この会議でも何回も言っていますが、いちいち区役所の区の担当者の方を煩わせて区の会議室をとっていただくというようなことが一つちよつと必要になったのもあって、それにつけても、こういう活動をもし継続していくんだったら、やはりNPOを支援する仕組みがあったほうがいいなと思いました。

すみません、山本さんも、ごめんなさい、山本さんも世話人だったんですけど、すみません、今、目の中に入っていないなくて、というのを今回もつくづく感じました。

○会長 ありがとうございます。

ほかに何か御感想等。

○五番委員 プログラムではフリートークで何かしゃべるつもりでいたんですけども、ちょっと話が、景観塾のほうの話が大分詳細に出てしまったので、話しすることが大分なくなっちゃったんだけど。

私、景観まちづくり推進委員会の副委員長をやっています木村です。よろしくお願いします。それと、この中から景観まちづくり塾の運営の世話をしていくということで、委員が中心となっているんですけども、その世話人の代表をさせていただきます。

私自身、景観行政には幾つか、区によっても手法が違うんですが、荒川区なりのものが何かあるだろうというふうに考えました。行政は、一方では、いわゆる今審議に出ているような法に基づいて指導、誘導していくということもあります。単なる許認可行政に陥らないというふうにはなってほしいなと思うんですが。また一方では、まちづくり推進委員会は区民が主体となって下から立ち上げていくと。上から下ろしていくものと下から立ち上げていくものがうまく両輪のごとく出会えばいいだろうと、こういうことでその連絡が今まであったらどうかと。先日、中村会長とお話しさせていただいたときに、先生からもそういうお話がありました。この連携をとっていかなきゃ意味がないだろうと。でないと行政は単なる許認可行政だけで終わってしまうだろうし、区民もこれは上をお願いすればいいというだけの話で、全く景観を自分たちの主体としては捉えていないということがあって、それで、実はこの推進委員会も、行政団体になる前からスタートしていますから八年目ぐらいを迎えるんですかね。私自身も、この五年間、推進委員会の中の機関紙を発行するということとか、それから、プラットフォームとしていろいろな情報を共

有できるようにしようとかということを私なりに一生懸命やってきました。ですが、いかんせん実はまだまだ力不足です。

ということ、実は景観塾を御存じいただいている方がこの委員の中にもいらっしゃるのかなと尋ねれば、非常に心細いんですね。もっと知っていただきたいなと思いますし、それから、先日やりましたシンポジウムを含めて、八回ですが、その前に昨年三月、キックオフセミナーというのをやって、こういうのをこれからやるんだけどもどろろかといって、やはりムーブ町屋でやりました。通算丸一年間の長丁場でした。多くの方に支援いただいたり、産学官民の三者一体となった形の、それはそれでまた新たな試みだったと思います。今年で終わるわけではありません。来年度も続けていきますし、この二日後にまた委員会を開きまして来年度の計画案をつくる予定です。

三月三日にシンポジウムが終わりました、多くの意見とかアンケート等をいただいていますので、まだ集計が終わっていないので、ちよつとまとめた発言ができないんですが、ちよつと私の発言の時間もありますので簡単に言いますと、やはりこういう機会が欲しかったという声が多分にあったということを感じます。

私たちなりに思うのは、このすぐ隣に吉村昭先生の記念館ができました。吉村先生は三陸海岸の津波とか関東大震災とか、それから「東京の下町」という形で日暮里の大火災のこととか、多く記録文学としても残されています。今後はこういった資料を活用させていただいて、荒川区にとっては景観と防災が両立できるかと。景観防災という言葉はないんでしょうけれども、やはり景観防災ということは荒川区ならで

はの風景が生まれてくるんじゃないだろうかということが区民としての一つの願いでもあります。

そんなことで、この官民学ということで、学のほうは、今回、日本大学のまちづくり工学科、実は中村先生もよく御存じだと思わんですけれども、この岡田研究室が全面的に協力してくれまして、来年度からは授業の一環として取り組んでくれるということにもなります。学生さんはじめ多くの方たちが手伝ってくれまして、これは大学の支援を得ています。また、政策研究大学院大学では、今度、政策研究としてこの荒川区の防災を取り上げてくれました。六つのグループ、約三十名の研究生が取り上げてくれました、これも区のほうに頂戴しています。これをただの提案で済まさないで、区民がどうかかわっていくのか、また行政とどうタッグを組んで進めていけばいいのかというヒントが貴重にもたくさんあります。それをここにいらっしゃる皆様方にお見せできる機会があればと思いますし、また、今期も続けていきますので、ぜひとも御関心を持っていただければ、これ以上幸せなことはないと思います。

以上、ちよつと話が長くなつてしまいましたが、以上です。よろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますか。

今のお話に関連して、一番最後に私、ちよつと発言したいと思つていたので。景観法に基づいて景観まちづくり団体というものをつくることができると法律で定められておりますが、荒川区の場合は景観法に基づく団体はまだできていないんじゃないかと思わんですね。かなりの市民が勉強なさつて熱意もあるという状況を考えますと、法律に基づく団体が形成される条件はかなりあるんじゃないかと。もしそういう

ことになれば、景観法に基づいて政策の提言とか区役所との連携とかということが法律的な枠組みの中でできるようになりますから、好ましいことではないかなと私は思いますけども。私自身は幾つかの自治体でこういう会を主催しておりますけど、まだ景観まちづくり団体が発足して動いた実績をあまりよく知りませんので、運用実態については少し勉強する必要がありますけども、それも一つのこれからの検討課題になるのではないかなというふうに思います。

ほかに何かこれについて。稲垣さん、よろしいですか、これ。

○副会長 結構です。

○会長 それでは、なければ、二番目の課題はこのぐらいにいたしましたして、三番目は割と都市計画行為としては大きな行為ですけども、そちらに移りたいと思います。

「補助九〇号線の拡幅に伴う都電景観軸の見直しについて」。都電景観軸は本区の景観計画の中に入っているものでございますから、それに影響を与えますので、重要な案件だと思います。御説明いただきましたと思います。

○都市計画課長 それでは、報告資料の八ページをご覧ください。三の「補助九〇号線の拡幅に伴う都電景観軸の見直しについて」でございます。

背景でございます。東京都におきまして、都市計画道路幹線街路補助線街路第九〇号線、補助九〇号と呼んでおりますが、こちらの事業認可を平成二十七年二月に取得いたしましたして、道路拡幅整備を開始したところでございます。この建物（防災センター）で、こちら、窓側でございます、こちらがまさにその道

路でございまして、こちらの道路を拡幅するという事業でございまして。この道路、都電荒川線と並行しておりまして、サンパール通りは都電景観軸の範囲となっておりませんが、道路拡幅によって都電計画軸となることが想定をされるということでございます。道路と都電の関係が現在規定している区間と異なるために都電景観軸に関して見直しが必要となるものでございます。

お手元の景観計画の三十一ページをご覧ください。こちらに都電計画軸の区域ということでA区間、B区間というふうにしてございます。A区間は、都電が専用軌道で、両サイドに建物が建っている部分でございます。また、その下のB区間でございますが、こちらは都電を挟みまして両サイドが道路となっております、それから宅地が広がっているところでございます。そのA、Bの区間がございました。

もう一つ、ご覧ください、参考資料でございます。こちら、A3判横でございます。これはお手元にお配りしている資料でございます。こちらをご覧ください。

こちら、左の上がこの景観計画の対象区域図で、都電景観軸のグリーンの部分を右側に拡大してございます。こちら、赤の線が引いてある部分が都電がこういうふうになるというものでございまして、尾竹橋通り、それから補助九〇号線の交差部分、これが町屋の駅前でございますけれども、それから、ずっと東側へ行きまして、道路の間に入っております。南側においていく。途中でこの右手の自然公園側に都電の軌道が振られて、またずっと南へおりていくというような、最終的にはそういう形になります。地図上、グレーの部分の部分が道路を拡幅した線になります。そして、グレーの部分の南北方向に緑の着色がしてあるんですが、こちら、緑道でございます。補助九〇号の整備に合わせて、こちら、約五メートル程度緑

道となるというものでございます。

左下に都電景観軸見直し区間イメージというものでございまして、道路拡幅前は自然公園が東側にありまして、都電、そして間に家があつて、現況の補助九〇がございまして。こちらが拡幅後は、この下でございまして、補助九〇号線の拡幅、これが二十五メートルになる、そしてその横に緑道五メートルを設けて、都電が来て、荒川自然公園が来るということで、景観上もかなり変わってくるというものでございます。

報告資料の八ページにお戻りください。

この見直しの目的でございまして、サンプル通り沿道では拡幅された幅員で建築物の建て替えが可能となりますので、現状よりも高層の建築物の建築が可能となると。また、道路に沿って緑道を整備するため、都電景観軸のどの区間とも異なった景観がつけられるということ、道路整備に先行いたしまして景観計画の改定を行って、良好で個性あふれる景観形成を図ることを目的といたしたいと考えてございます。

内容につきましては、都電計画軸の景観特性の再検証及び景観形成方針の見直し、サンプル通り沿道区域の見直しというものでございます。

策定の予定でございますが、平成二十八年度、今回でございまして、景観審議会への御報告でございまして、その後、来年度以降、庁内検討ですとか、また適宜審議会への報告、東京都等関係機関との調整、近隣説明、パブリックコメント等を行って、再度、都市計画審議会、また景観計画の改定ということになってございます。

これ、やはり時間がかかるというふうに事務局のほうでも想定をしております、今後、二十九年度

以降、数年間かかるかなというふうに考えてございます。今回はこういった取り組みを行っていくというこの頭出しの御報告となつてございます。

以上でございます。

○会長 これは、これからこういう問題があると、これの具体的なデザイン等についてはこれから始まるということですね。

○都市計画課長 そうです。そのとおりでございます。

○会長 ですから、あるデザインの出発点が出てきて今それを議論するという状況ではありませんので、こういう公共事業が始まるという報告だというふうに理解しますが。逆に言うと、まだいろいろこういうふうなときにこんな問題も考えてほしいとか、気がついておっしゃっていただければ、それが作業のほうに反映される可能性はあるということだと思います。特に現場をよく御存じの方で何か気になるようなこと等があったら遠慮なく今おっしゃっておくべきじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

○一番委員 景観法というよりも、このグリーンの今図面をいただいて、これだけ、五メートルですか、緑道になるという図面なんです。その図面、緑道部分に家屋が今現在あったりしているのです。そういうところの家屋がなくなるということが、この図面でそうなるんだというのをはわかるんですけど、一方で、道路がこれだけ、歩道を含めて、緑道を入れますと三十メートルになるということの計画なんですけれども、この道路が広がることによつて建物の高さが一定高くなつたり、そして一方では交通量も多くなつたり、環境のほうはどうなるのかなという、そういうさまざまなかどうなるんだらうと、そういう懸

念がありました、その辺、もし示されるような、一定わかるようなことがありましたら教えていただければなと思って質問しております。

○都市計画課長 都市計画道路の拡幅ということで、例えば交通量でございますけれども、交通量も当然上がってくるのかなというふうに思っております。そして、現道よりも道路が広くなるということ、車線等を考えれば、こちらの建物も高くなってくる可能性があるというものでございます。そういった環境は随分変わってくるなとは思っております。

そして、緑道でございます。今、委員おっしゃいましたとおり、こちら、今家が建っているところでございますが、道路拡幅と同時に東京都のほうでこちらの緑道部分も買収していくという計画でございます。また、残った部分については、荒川区のほうでも、実はこの地区が、この拡幅路線の左側が木造住宅が密集している地域でございます、東京都の不燃化特区に指定をされているところでございます。このエリアの中では、こちらのエリアの防災性を高めるためにさまざまな事業を行っているところでございます、この補助九〇号線の拡幅もその事業のコア事業として位置づけられているものであります。ですので、この拡幅と同時に緑道を整備して、最終的に大きな地震、また火災等が起これば、こちらの道路の図面上右手になります自然公園のほうが避難場所となっておりますので、そちらのほうに住民の方が逃げていくための重要な道路になってくるかなというふうに思っております。

全体的には道路拡幅によってかなり環境が変わってきますので、そういったところも含めてこちらの都電軸の一部としてどういったことができるかというのを今後事務局のほうとしても検討していきたいとい

うところでございます。

○一番委員 この図面は審議会ではこれが初めてだと思ふんですけども、住民の皆さんにはこのような図面などはお知らせしているんでしょうか。

○都市計画課長 こちら、まず、都市計画道路の拡幅となりますので、東京都の事業でございしますが、住民の方々への説明会も開催をされておりますし、それから、この緑道等も含めて地区計画への位置づけ等もございましたので、こちらのほうについても住民の方々への説明会を開催して御説明をしているというものでございます。

○一番委員 時間の制限があるようだと言っているところなんですけど、そういう説明をされる中で、実際、今、この目の前を見ますと、家屋そのものも耐震性のある建築に建て替えられたり、歩道も一定きれいにされたりとかしているところをまた再度計画をするということなので、大変悩ましいところも、住民の皆さんからしたら悩ましいことが見えてくるんですが、ぜひその辺は住民合意というふうなことをきちんとしていただければという思いで質疑をさせていただきます。

私のほうは終わります。

○会長 ありがとうございます。

ほかに何か。

○四番委員 都電と京成線の交差部分なんですけども、京成線の高架線のコンクリートですよ、あれはもう幅はどうにもならないと思うんですけども、その点についてはどういうあれなんでしょうか。

○都市計画課長　今御質問ございました、こちらの図面の京成線と交差部分でございます。こちらについては、東京都のほうが続して京成と協議をしている最中というふう聞いてございます。今、委員おっしゃいましたとおり、この京成沿いの藍染川通りというところの下には、下水のボックスカルバートといまして、コンクリートの箱体がずっと入っておりますので、下を掘るのも難しい。そして、上は京成の高架があるというようなことで、ここをどうすればいいのかというのは非常にこの路線のキーポイントになってくるというところで、これは東京都のほうで継続をして協議をしているということ、まだどういうふうにするかという結論は現在のところは出ておりませんが、その部分を含めて東京都のほうはこの拡張に取り組んでいるという、そういった現状でございます。

○会長　ほかに何かありませんか。せっかくの機会ですから、まだこれから本格的に作業が進むということなので、いろいろ意見をおっしゃっていただければ。

じゃあ、私のほうから一つ質問させていただきます。今度の民間建築が取り払われて大きく補助九〇号線の拡張が行われて、その中に緑道も含まれると。都電が隣に入ると。そのさらに隣にたまたま荒川自然公園があるという、そういう立地になっていて、非常に幅広い空間が生まれるんですけども、都電を含む道路の部分のディテールについてはいろいろ議論がこれからいくと思えますけども、荒川自然公園というのはずっともう既にあるわけで、これと拡張した大きな空間との関係はどうなるかということなんですけど。荒川自然公園が防災上の意味を持っているという、先ほどのお話のとおりだと、そう思うんですけども、自然公園と緑道、あるいはもつと左側の古い街並みとの間の連絡経路というのは今どういうようなこ

とを考えておられるんですか。例えばこれ、歩行者専用の橋でもって結ぶとか、そういうようなことはあるのかどうか。そんなような話を聞いたら、まだそこまで話があまり進んでいないみたいですね。

○都市計画課長 この道路を挟んで左側が住宅密集地域、そして右側が防災上の拠点となる自然公園ということで、こちらの横断につきましては、現在のところ、この道路計画上也何か橋を渡すようなことは考えてはございません。

こちら、横断歩道が幾つかありまして、そこを通常は通ると。災害時になればどういったところを渡るかというのは、実際にはいろいろなところを渡ってしまうところがあるのかなというふうに思いますが、もう一つは、こちらの自然公園が下水処理施設の上に、建屋としまして、その上が公園になっているところ、その上に上がるのに限られた場所になるというようなことがございます。

ですので、ここに人が集中をすればこの道路にも人が集中をしてしまう可能性もありますので、そういった意味ではこの車道からまたさらに東側にある緑道というところが例えば人だまりとして生きてくるのかなというふうにも考えてございます。

先ほどの一番初めの話に戻りますが、道路を渡るための何か橋的なものは、今のところ、計画としては考えてございません。

○副会長 以前の審議会でも申し上げたかもしれませんが、二つのことをちょっと申し上げておきたいと思います。

この左のほうの①―①という断面図が、計画道路拡幅後の断面図というのがありますけれども、大体こ

ういう計画は往々にして道路を整備する人たちは道路、緑道は緑道、都電は都電という感じであればらに整備されてしまうことが多いおそれがあると思います。やはりここ、せつかくのこれだけの空間ができるので、その全体がすてきな空間になるように、うまく連携をとるような仕組みをつくりつつ景観をよくするような体制をとって、場合によってはこの境界というものをもう少し緩やかにするようなことまで含めて検討していただけたらいいなと思います。

それからもう一つは、主に住宅とか建物についてなんです。今回、左側の建物のところは、道路にはかからないわけですけれども、規制が変わってくるということ、建て替えなんかは今後起こるかもしれない。この断面だけですとわかりませんが、部分的に土地を取られて建て替えざるを得ないという家屋もある場所では出てくるんですかね。それとも、全く、この図の上のところだと、道路に入ってしまう、あるいは緑道に入ってしまうところは撤去されてしまうだけで建て替えは起きないと。そこはどうなんですか。

○都市計画課長 緑道の部分は、現在、家もありますけれども、ここは将来的には家が建つスペースがなくなりますので、建物がなくなるといってごさいます。

緑道の反対側でございませけれども、こちら、南北の部分、南北縦に一直線ですとついているところは、ほぼ現道のところから下がるということがございませので、この拡幅によつての建て替えはほとんど起こらないといつてごさいます。

ただし、絵で言いますと、見直し区間A……

○副会長 Bのあたりですね。

○都市計画課長 だんだん斜めになって左へ入っていくところ、そういうところは建物にかかって建て替えが生じるという部分はございます。そういう部分が、その今申し上げた部分と、それから南側、ずっとおりてきた部分についても建物がかかって建て替えが生じるというようなところもございます。

○副会長 どうもありがとうございます。多分そういうことだろうと思ったわけですが、左側については建て替えしなくてもいいけれども、そういう規制が緩和されれば往々にして建て替わる可能性が出てくるだろうと。それから、今おっしゃったようなところについては、建て替えられる、部分的に撤去されてこの残地にお建て替えになるということが増えてくるということだと思いますので、そういうところのやはり建物の景観についてガイドラインをつくるとか、なるべくこういうような感じでいきたいと思います。というようなことを皆さんで事前に申し合わせするような、住民の方たちの御意見を取り入れつつですね。そういうことをやっておきませんとばら建ちしてしまうと思いますので、時間のかかることですが、その点、ぜひ御検討いただきたいと思えます。

○五番委員 時間が限られていると思いますので。

先ほど会長からお話がありましたように、景観まちづくり塾でこれだけの人が集まったんだから、実は、オブザーバーの方も、聴講するだけの方も入れて五十名。そのうち半分はほぼカリキュラムを履修していただいで区長名の修了証を渡したと。それができたということですね。

ということは、何を言いたいかというと、それだけの人の力、人的資源があるということです。人的資

源があつて、このまま無駄無駄終わらせるのかと。実は、荒川区というのは、例えば町会にしても商店街にしても非常に区民の力つて持っているんですね。それを何とか行政、区と一緒に手を合わせて盛り上げていきたいというのが私たちの願いなんですが、そのために、今の議論一つ見ても、例えば昨年未だか、国会のほうで議員立法で無電柱化法案が成立しましたよね。東京都も含めて推進していこうと、こういうときに、これはどうなんだろうとか、それから、緑道をつくるけれど、これは誰が整備して、それはいいけど、じゃあ、誰が管理していつてというふうに考えていくと、どうも人の力、人のぬくもりが抜け落ちて、単なる許認可の話をしていくと。当然、私どもの景観塾にも勘違いして陳情に来る方がいるんですね。この何号線についてどうなんだとかね。

これではいつまでたってもお互いが面と向き合って丁々発止やっているだけで、先ほど稲垣先生のお話もあつたように、鎌倉市なんかは非常にこれに対しても年間大変な数の議案が上がってくると聞いています。それだけ市民もなかなか手厳しいけれども、やっぱり行政もそれに応えていこうという思いが盛り上がりをつくっているんだと思うんですね。荒川区に欲しいのはそこなんですけれども。それで、先ほど言いましたように、両輪を果たしたいなというのがあります。

前回の景観審で出たのが、サイン計画を見直そうという話がありましたね。もう間もなくオリンピックですので、それはどうなっているんだろうと。これだったら多分商店街の人たちとか、そういう人たちの参加も大いに期待できるところだと思います。それと、荒川区を見ていて、事業者の参加がないんですね。事業者の方が、あるいは地権者の方がかかわってこないと、なかなかこれ、例えばまちづくり団体をつく

ろうとか、あるいは協議会をつくろうとかといったってなかなかできない。景観法においては機構をつくってもいいと、機構で独自の事業もできるよということまで書かれているんですから、せつかくこれだけの人を集めていったんだったら、やはり荒川区ならではの人的資源を活かせるような方向にお互いやっていければいいなと。そうでないと無味乾燥な、何か許認可行政の中のるつぽに私たちも巻き込まれていても、なかなか寒々とした議論しか進まないような気がします。

ということ、ちよつとすみません、話が続いてしまいました。以上です。

○九番委員 補助九〇号線の計画について説明があったわけですが、東京都で今から十数年前に新たな防火規制というのがつくられたときに、荒川区の木密地域全て建蔽率八割地域にしちゃったんですよ。それは土地を持っている人たちが、あるいは借地をしている人たちが建築をしやすくするようにという形が前提としてあったと思うんです。伊藤滋先生なんかもまあいいだろうという御意見だったりしたものですから、そんな形がありました。

今、都心から近くて地価が安い、利便性が高い、それから交通の便が非常にいい、そうした地域で建て替えがどんどん進んでおりますし、また、この土地もそうなんですけど、荒川地区、町屋地区、東西の尾久地区では、木密地域の解消を図っていこうということ、不燃化特区という東京都の制度の中でやって、非常に建て替えをされる人たちが有利な補助金や何かを提供されていますから、極めて目立って建て替えが進んできている、そういう地域でもあるわけです。

私は、ここができたときには、買収された人たちが建て替えるという、そういうことはないという話に

なりましたけれど、しかし、二十五メートル道路に面しているこちらの側は、都電の都電軸という形で十メートル以上については協議をしなくちゃいけないなんていう形になっていきますけれど、少し容積率の緩和の問題だとか、非常に高い、広い道路幅がありますからね、そういう問題にもなってくるでしょうし、いろいろと変わってくる、激変する要素というのはあるんじゃないかなというふうに思っています。

それから、景観軸の中で景観審議会は進んできていますけれど、例えば私はあらかわ遊園のある地域に住んでいるんですよ。あらかわ遊園というのは、もともと昔はれんが工場の跡地を王電が買収して遊園をつくってという歴史があるわけですけど、その奥にれんが工場だった時代の塀があるんですね、れんがの古い塀が。ところが、今、そこに住んでいる人たちが亡くなったりすると、そうすると相続の問題でみんな売っちゃうわけですね。そうすると、建売業者が、それも上場企業の建売業者や何か土地を買って、建蔽率八割という関係を活かしながら、有効に活かして、無駄なくつくって利益を処理させようというところで、しかも、歴史的な文化財に該当するようなれんが塀までもきれいにされちゃって、ちよつと見ない間に大分変わったなという。区の文化財審議会の担当のほうには、あれ、何とかしないとまずいよという話はしているんですけど、なかなか個人の権利を制約するような形になっちゃうから区としては難しいと、こういう形で逃げられているわけでございますけど。

そんな中で、いろいろ激変していく景観の問題もあって、景観軸に沿っての、この九〇号線の問題についても新たな規制緩和をするのか。二十五メートルの道路に面するというのは、荒川区内では日光街道、日光街道は二十五メートルありますかね。ないかな。

○都市計画課長　あると思います。

○九番委員　三十メートルぐらいあるの。

○都市計画課長　二十五は多分あると思います。

○九番委員　それと明治通りぐらい。あと、都電通りで九〇号線が拡幅されて、側道といいますか、都電も含めて二十五メートルぐらいになっていくというような形ですけれども、限られたそういう地域に変わってきているわけです。ですから、その辺の見直しもやっぱりぜひしてもらわなくちゃいけないだろうなというふうに私は思っております。

以上でございます。

○七番委員　すみません、九〇号線の周囲との関係ということについての意見なんですけれども、一つは、先ほど何人かおっしゃっている方がいた、自然公園の近くにあるということで、自然公園、たしかオオムラサキとか、結構生物多様性にかかわるような活動もしていたと思うんですけども、それが自然公園の中だけでなくて外に広がってつなげていけるような、五メートルのところがあるので、例えば単一樹種にしちゃうとか、地域の植生を考えないとか、そういうものではなくて、環境面でも貢献するような、自然公園の緑とつながるようなものにしていただきたいなというのが一つと、もう一つ、これ、ポンプ場の隣、文化財であるポンプ場の脇をすぐ通って、そこが駅になっているところがあると思うんですけど、駅からポンプ場の建物がすごくよく見えるんですね。ポンプ場はふだん閉まっていって一般の人は見られないんですけども、端っここのほうなんですけども、ここの都電のところから見られるというようなことがあります。

て、ポンプ場との関係も考えてほしいなというのはちょっとこの地図を見て感じました。

多分、だから、先ほど稲垣先生がおっしゃったように、都電があつて、ポンプ場を管理する下水道局もいて、区があつて、都道の都の管理している部分もあつて、何か関係者がすごく多いので大変だと思ふんですけれども、本当にそれ全体を考えたような計画にしていきたいと思ひます。

○十一番委員 今、この都電のところの話でポンプ場のお話が出ましたけれども、ちょっとそれともう二つばかり簡単にお話ししたいと思ひます。

今のポンプ場のところというのは、東京都のたしか重要文化財ですか、なつているところで、特にあそこの脇のところは桜並木になつていますし、非常に景観としてもあの辺の景観を形成する上で非常に重要などころなんです。そういう部分をやはり壊さないような計画をしていただきたいというのがあります。特に本当にこの辺は緑もあつていい環境になつていますので、その辺を非常によく考えてやつていただきたい。もしつけ加えるとすると、文化財、今は水再生センターとなつていますが、あの中まで回遊ができるようなシステムができればいいなと思つています。

もう一つですが、今度西側のほうのお話なんですけれども、たしかこのところは荒川二・四・七丁目の地区計画の地域に入つていふと思ふんです。そうしますと、多分これ、前から地区計画の協議会をやつていますけれども、新しく都電のところは拡張されるということになると、そのあたりの計画というのはある程度、大分変わつてきちゃうと思ふので、そのまちづくり協議会に当然かかわつてくる、関係してくる。ですから、まず、地元の方にとっては協議会がこういう計画を考えたり行政とお話しする一番重要

な場所になるんじゃないかと思うので、そのあたりでしっかりと住民の方の意見を吸い上げるような形で運営していただきたいなと思っています。

○会長 ありがとうございます。

九〇号線の拡幅に関しては、いろいろな問題が皆さんから言われたとおりでございますので、事務局でよくそれを整理しておいていただきたいと思うんですけども。

今後の行政の進め方として、補助九〇号線拡幅というのは、これは東京都の事業なんですね。

○都市計画課長 そうです。

○会長 東京都が進める事業ですから、その中に区がどういう形で参入されるんですか。

○都市計画課長 道路拡幅自体は東京都の事業でございますが、先ほどから何度かお話が出ていますとおり、荒川二・四・七丁目地区という不燃化特区のエリア内の事業でもございます。このあたり、荒川区としても東京都と例えば連絡調整会議を設けまして進みぐあいなどをお聞きしながら進めているものでございます。今後も連絡を密にしながら、東京都の事業だからといってもう全部東京都任せということではなくて、進みぐあい等、情報を私どもも得て、何か協力できるものは協力するという体制をとっていますので、そういった進め方を現在しているところでございます。

○会長 どうもありがとうございました。

大分予定の時間が迫っていますので、本題はこのぐらいにしたいと思いますけど、これは非常に重要な問題で、先ほどから皆さんから意見が出ているように、いろいろな問題があって、東京都に丸投げという

わけにはいかないので、ぜひ事務局には荒川区の意見がその中に入るように、作業の中に入れるようにしていただきたいと思います。東京都のほうも、道路事業といっても、その中に一部多分、交通管理施設は警察の権限ですからね、そういうものができ上がってみたいと思いがけないような影響を与えることはよくあることです。そういうようなことには注意していただきたいと思います。

今日はあまり時間がないのでこのぐらいにいたしますが、この件についてはよろしゅうございますか。

本題はこんなところなのですが、事務局のほうでその他というのを用意していただいています、自由に意見交換なんです、これは大体かなり自由に意見を交換していただいたので、もうそんなのでいいんじゃないかと思いますが、あえて私から申し上げますと、景観法に基づく審議会というのは、景観法ができてから何年たちますかね。十年強ぐらい。全国でたくさん自治体が景観団体という法的に定義された団体になり、こういった審議会を持っています。恐らくそろそろ景観法を管轄しておられる国交省のほうでもそれまでの成果を総括して今後の方向を模索する方向にいくのではないかと私は思います。その理由は、恐らく皆さんから出たように、景観の問題といってもいろいろなことと関係が出てくるということなんですよね。

今ちようどたまたまここでは防災と景観に関するまちづくりの塾という形、要するに市民参加をしたまちづくりを特に防災との関係でおやりになったのは大変新しい傾向で結構だと思えますが、私は、防災もそうだけでも、景観も、それから商業の活性化の問題とか観光の問題、特に最近は国際観光が非常に大きな話題になっていきますから、そういうことはどうか。あるいは、福祉の問題と景観の問題というか、

都市のつくり方、いろいろ関係があります。その結果は景観に影響してきます。本当はそういうものは全部一括してやるのが望ましいんですが、行政の透明化とか効率ということになるとどうしても縦割りになっちゃうんです。本来景観というのはあまり縦割りになじまない行政だと私は思うんです。なおかつ市民参加が非常に重要となりますので、今までの景観の行政のやり方に関して少しこれから根本的な点で議論をしていただいて、少しずつ新しいやり方を模索していく必要があるのではないかと。

それについて皆さんの御意向をお聞きしたいと思っておりますが、たまたまそっちの意見を随分いただきましたから、そのためにもうあえて時間をとる必要はないかなと私は思います。

私自身としてはそういうふうに思います。景観というのはさまざまな生活の中で、景観だけ引き抜いて議論するということにはもともと理論的に無理があると私は私は思っています。新しい方法が既に荒川区でも動いているというか、胎動しているような印象を私は受けましたので、非常に心強く思いました。今後のこの審議会の発展の中でどういうふうに、皆さんの御意見が非常に楽しみでございます。

今日はちょうど時間になりましたのでこんなところでよろしいと思えますが、何か最後に一言おっしゃりたいことがあれば挙手いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、大変長時間ありがとうございました。また、今回座長が非常に思いがけないことで、急遽私がいやりました、そこら辺についても失礼申し上げたと思えます。おわび申し上げます。

どうもありがとうございました。

午後二時二十八分閉会